

# 日本ハンドボールリーグ プロ選手統一契約書

\_\_\_\_\_ (以下「JHLチーム」という。) と \_\_\_\_\_ (以下「選手」という。) とは、選手がチームのためにプロ選手としてハンドボール活動を行うことに関し、次のとおり契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

## 第1条 [誠実義務]

- 選手は、日本ハンドボールリーグ規約第3条に規定する遵守義務およびJHLチームの諸規則を遵守するとともに、JHLチームとの間に締結した契約等を誠実に履行しなければならない。
- 選手は、自己の能力を最大限に発揮するため、常に最善の健康状態の保持および運動能力の維持・向上に努めなければならない。

## 第2条 [履行義務]

選手は、次の各事項を履行する義務を負う。

- JHLチームの指定するすべての試合への出場
- JHLチームの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
- JHLチームの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加
- JHLチームより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの使用
- JHLチームの指定する医学的検診、予防処置および治療処置への参加
- JHLチームの指定する広報活動、ファンサービス活動および社会貢献活動への参加
- 公益財団法人日本ハンドボール協会 (以下、「協会」という。) により各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿および試合への参加
- 協会、一般社団法人日本ハンドボールリーグ (以下、「JHL」という。) 等の指定するドーピングテストの受検
- 協会およびJHLの指定する薬物検査の受検
- 合宿、遠征等に際してのJHLチームの指定する交通機関および宿泊施設の利用
- 副業に関するJHLチームの事前の同意の取得
- その他JHLチームが必要と認めた事項

## 第3条 [禁止事項]

選手は、次の各行為を行ってはならない。

- JHLチーム、協会およびJHLの内部事情の部外者への開示
- 試合およびトレーニングに関する事項 (試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等) の部外者への開示
- 協会の定める「アンチ・ドーピング規程」に違反する行為
- JHLチーム、JHLの承認を得てない広告宣伝・広報活動への参加もしくは関与
- JHLチームとの契約の履行の妨げとなる内容の契約を第三者と締結する行為
- JHLチームの事前の同意を得ない、第三者の主催するハンドボールまたはその他のスポーツの試合への参加
- 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
- 刑罰法規に違反または抵触する行為 (賭博・暴行・窃盗・脱税・交通違反など)
- その他JHLチーム、協会およびJHLにとって不利益となる行為

## 第4条 [報酬]

- JHLチームは選手に対し、次の各号に定める報酬を支払う。ただし、当該報酬には消費税を除く、所得税、住民税その他一切の税金を含むものとする。

- 基本報酬  
総額 金 \_\_\_\_\_ 円 ( \_\_\_\_\_ ヶ月分)  
月額 金 \_\_\_\_\_ 円 ただし \_\_\_\_\_ 月分は金 \_\_\_\_\_ 円

- 変動報酬、その他の報酬
- 前項2号に定める報酬の金額は、チームと選手が別途合意した基準によるものとする。

## 第5条 [費用の負担および用具の使用]

- 遠征、合宿など選手がJHLチームのために移動する際に発生する交通費及び宿泊費は、JHLチームが負担する。
- 選手が試合およびトレーニングに使用する用具のうち、ユニフォーム一式およびトレーニングウェアについては、JHLチームが支給したものを使用しなければならない。ただし、選手がトレーニングに使用する用具に関してJHLチームが予め承認したものについてはこの限りではない。

## 第6条 [疾病および傷害]

選手は、疾病にかかり、または傷害が発生した場合には、すみやかにJHLチームに通知し、JHLチームの指示に従わなければならない。

## 第7条 [選手の肖像等の使用]

- 選手は、選手契約の期間中であるか否かを問わず、本契約の義務履行に関して選手の肖像、映像、氏名等 (以下「選手の肖像等」という。) が報道、放送されることおよび当該報道、放送に関する選手の肖像等について、何ら権利を有するものでない。
- 選手は、JHLおよびJHLチームから指名を受けた場合、JHLチーム、協会およびJHLの広告宣伝・広報・プロモーション活動 (以下「広告宣伝等」という。) に原則として無償で協力しなければならない。
- 選手は、次の各号について事前にJHLチームの承諾を得なければならない。
  - テレビ・ラジオ番組およびインターネット等を通じて送信される番組等への出演
  - イベントへの出演
  - 新聞・雑誌取材への応諾
  - 選手個人のスポンサー契約、もしくはサプライヤー契約
  - 第三者の広告宣伝等への関与
- 前項の出演または関与に際しての対価の配分は、JHLチームと選手が協議して定める。

## 第8条 [JHLチームによる契約解除]

- 次の各号のいずれかに該当する事由が選手において発生した場合、JHLチームは、選手に対し書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。

- ① 本契約の定めに違反する行為に対してJHLチームが当該行為の停止または改善の勧告をしたにもかかわらず、これを拒絶または無視したとき
  - ② 疾病または傷害によりハンドボール選手としての運動能力を永久的に喪失したとき
  - ③ 刑罰法規に違反または抵触する行為（賭博・暴行・窃盗・脱税・交通違反など）を行ったとき
  - ④ 自らの責に帰すべき事由により、本契約の目的達成に支障をきたす公式試合への出場資格の停止処分を受けたとき
  - ⑤ JHLチームの秩序風紀を著しく乱したとき
- (2) 前項に基づき本契約を解除したチームは、選手に対し、当該解除に係る通知を発出した日の属する月までの基本報酬を支払うものとする。

#### 第9条 [選手による契約解除]

- (1) 次の各号のいずれかに該当する事由がJHLチームにおいて発生した場合、選手は、JHLチームに対し書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。
- ① 本契約に基づく報酬等の支払いが、約定日から14日を超えても履行されないとき
  - ② 協会またはJHLが出場を義務づける試合に、正当な理由なく連続して3試合以上出場させなかったとき
  - ③ JHLから除名されたとき
- (2) 前項に基づき本契約を解除した選手は、本契約の残存期間分の基本報酬を受け取ることができる。

#### 第10条 [制裁]

選手において次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、JHLチームは、選手に対し、戒告もしくは制裁金またはその両方を課することができる。

- ① 報告書を伴う失格処分を受けたとき
- ② JHLチームの指示命令に従わなかったとき
- ③ JHLチームの秩序風紀を乱したとき
- ④ 刑罰法規に違反または抵触する行為を行ったとき

#### 第11条 [有効期間および更新手続き]

- (1) 本契約の有効期間は、\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までとする。
- (2) JHLチームは、選手の契約、登録および移籍に関する規程に定められた期限までに、選手に対し更新に関する通知を書面により行わなければならない。
- (3) 前項の通知を怠った場合、JHLチームには契約を締結する意思がないものとみなし、選手はJHLチームに対し、自由交渉選手リストへの登録を請求することができる。

#### 第12条 [修正]

本契約はJHLチームおよび選手の署名または押印ある文書によってのみ修正され得るものとし、口頭による修正は効力をもたないものとする。

#### 第13条 [準拠法]

本契約は日本法によって解釈されるものとする。

#### 第14条 [紛争の解決]

- (1) JHLチームと選手との間の契約の解釈または履行に関し、JHLチームと選手との間に紛争が生じたときは、JHLチームおよび選手は、その都度、誠意をもって協議の上解決するよう努めなければならない。
- (2) 前項の協議を申し入れた後30日を経過しても紛争が解決しないときは、JHLチームまたは選手は、JHLの規約・規程の定めにより、JHLに紛争解決を求めることができる。

#### 第15条 [保管]

本覚書は正本2通を作成し、JHLチームの代表者および選手が署名し、それぞれ1通ずつを保管する。

契約締結日：\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

JHLチーム

選手

(住所)

(住所)

(チーム)

(氏名)

印

選手の法定代理人(親権者または後見人)\*未成年の場合

(代表者名)

印

(住所)

(氏名)

印